

三豊市監査委員告示 第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年12月25日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 藤田 公正

平成24年度

定例監査結果報告書(第1回)

三豊市監査委員

三 監 第 105 号

平成 24 年 12 月 21 日

三 豊 市 長 横 山 忠 始 様  
三 豊 市 議 会 議 長 為 広 員 史 様  
三 豊 市 教 育 委 員 会 委 員 長 高 木 謙 一 様  
三 豊 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 糸 川 均 様

三 豊 市 監 査 委 員 糸 川 昇

三 豊 市 監 査 委 員 藤 田 公 正

平成 24 年 度 定 例 監 査 結 果 ( 第 1 回 ) に つ い て

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり提出します。

第1 監査の対象及び期間

対 象		監査の範囲	監 査 期 間
部 課 等 名			
総務部	総務課、選挙管理委員会事務局、秘書課、人事課、管財課、施設管理課、文書館	平成24年4月1日から平成24年9月末日まで	平成24年10月15日から平成24年11月7日まで
政策部	企画財政課、産業政策課、田園都市推進課、地域内分権推進課	平成24年4月1日から平成24年9月末日まで	平成24年10月17日
市民部	市民課、税務課、人権課	平成24年4月1日から平成24年9月末日まで	平成24年10月22日
	山本支所、三野支所、豊中支所、詫間支所、仁尾支所、財田支所	平成24年4月1日から平成24年9月末日まで	平成24年10月22日から平成24年11月7日まで
環境部	環境衛生課、水処理課、バイオマスタウン推進課	平成24年4月1日から平成24年9月末日まで	平成24年10月31日から平成24年11月2日まで
健康福祉部	健康課、介護保険課、福祉課、子育て支援課、国保(財田)診療所	平成24年4月1日から平成24年9月末日まで	平成24年10月26日から平成24年11月7日まで

<p>教育委員会 事務局</p>	<p>教育総務課、学校教育課 生涯学習課、人権教育課 少年育成センター 学校給食課 高瀬町学校給食センター 高瀬町地域農産物利用 促進センター 豊中町学校給食センター 三野町学校給食センター 詫間町大浜学校給食 センター 仁尾町学校給食センター 財田町学校給食センター</p>	<p>平成 24 年 4 月 1 日 から平成 24 年 9 月 末日まで</p>	<p>平成 24 年 10 月 31 日から 平成 24 年 11 月 7 日まで</p>
----------------------	--	---	---

## 第 2 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、その事務が関係法令に則り適性かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、関係職員から説明を聴取し、主に現金の管理、関係団体等の預金通帳の管理、契約事務、補助金交付事務、未収金対策、公用車の運行記録、現金取扱の手順等について関係帳票の全部又は一部により実施した。

## 第 3 監査の結果

各所管の事務事業の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり意見があったので報告する。

なお、監査執行過程において指導した比較的軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

## 【 意見 】

### ①建設事業の執行について

現在、保育所、給食センター、火葬場など大規模なプロジェクトが進められている。

基本計画から実施設計、そして建設工事への進捗可能なタイムスケジュールを十分に練り、関係各課との連携を密にし、事業の推進に遺漏のないよう特に次の事項に留意し、予算執行を行っていただきたい。

- ・用地測量、土地鑑定、地質調査、用地購入の手順。
- ・大幅な変更が生じないような実施設計の精査。
- ・工事請負契約締結の工期の遵守。
- ・事業の遅れによる予算繰越し。

### ②地域内分権推進事業について

地域内分権推進事業の一環として、詫間町で「まちづくり推進隊」が結成され、本年4月より活動している。また、他町においても次年度に向けて動きが一層活発になっている。住民自治の点からも喜ばしいことである。

今後、詫間町の実績を踏まえ、事業の内容、交付金の請求及び交付方法、行政の関わり方等について、市民の自主的な事業展開がより簡単明瞭に活動できるよう検討されたい。

### ③支所機能について

事務事業・組織の見直し等により、支所の減員が続いている状況下において、支所における住民サービスの提供については、相当な工夫が必要になると考えられる。

- ・事務事業の受付。
- ・各種証明書の発行。
- ・施設の管理。
- ・公金収納等。

各種にわたっているが、支所の行う事務事業の検討の中、民間事業所との連携、活用等を含めた、住民にとって利便性の高い行政サービスの展開を期待する。